

株式会社ナイスワン

〒274-0824 千葉県船橋市前原東5丁目  
44-8  
第6藤ビル1F

TEL 047-470-2067  
FAX 047-470-2068  
E-mail niceone@mist.ocn.ne.jp

# THE すまいの保険(個人用火災総合保険)お見積書

基情本報	<保険始期> 平成28年1月1日	<物件情報> 専用住宅	<構造級別> M構造
	<所在地>		<職作業名> 住宅用設備

評価情報	<建物情報>	<延床面積>
	<建築年月> 平成28年1月	<専(占)有面積> 100.000㎡
	評価額の基準日は保険期間の始期日となります。	

プラン		プランA		プランB				
保険期間 基本/地震		[基本]10年間		[基本]10年間 / [地震]始期から1年				
評価/保険金額	建物	評価・支払基準	新価・実損払(評価済)		新価・実損払(評価済)			
		協定再調達価額	10,000千円		10,000千円			
	保険金額	(基本保険金額) 10,000千円	(地震保険金額) 千円	(基本保険金額) 10,000千円	(地震保険金額) 5,000千円			
	評価・支払基準	千円		千円				
	評価額	千円		千円				
評価基準	千円		千円					
評価額	千円		千円					
保険金額	(基本保険金額) 千円	(地震保険金額) 千円	(基本保険金額) 千円	(地震保険金額) 千円				
補償内容		お支払いする保険金等 「...」補償されます 「x」...補償されません		お支払いする保険金等 「...」補償されます 「x」...補償されません				
(損害の区分)	火災、落雷、破裂・爆発	保険金額を限度に、「損害額-自己負担額1」をお支払いします。2		合計 建物 基本 39,310円	保険金額を限度に、「損害額-自己負担額1」をお支払いします。2			
	風災、雹災、雪災							
	水災	x	自己負担額(損害保険金に適用)なし (不測かつ突発的な事故は1万円)		x	自己負担額(損害保険金に適用)なし (不測かつ突発的な事故は1万円)		
	建物外部からの物体の落下・飛来、水濡れ、騒擾、盗難							
	不測かつ突発的な事故							
(費用の区分)	地震火災費用保険金	保険の対象の保険金額×5%		保険の対象の保険金額×5%				
	残存物取片づけ費用保険金	実費(限度額:損害保険金の10%)		実費(限度額:損害保険金の10%)				
	水道管修理費用保険金	実費(限度額:10万円)		実費(限度額:10万円)				
	臨時費用保険金	損害保険金×30%(限度額:100万円)		損害保険金×30%(限度額:100万円)				
補償を追加する特約	借家人賠償責任	x		x				
	修理費用	x		x				
	個人賠償責任	x		x				
	施設賠償責任	x		x				
	類焼損害	x		x				
	携行品損害	x		x				
	家賃収入	x		x				
	営業用什器・備品等損害	x		x				
	商品・製品等損害	x		x				
	地震火災(50°ラ・30°ラ) 3	x		x				
事故再発防止等費用	x		x					
その他特約・割増引		・新築割引		・新築割引 ・建築年割引				
払込方法	合計(各回)保険料	長期一括払	39,310円	長期一括払	48,410円			
	年額保険料		円		円			

[コメント]

1: 保険金をお支払いする事故が発生した場合に、被保険者が自己負担するものとして設定する金額をいいます。  
2: 建物について全損の場合は自己負担額を差し引きません。  
保険金額の設定、保険の対象の種類等により、損害額的全額が補償されない場合があります。  
3: 地震火災(50°プラン、30°プラン)は、地震、噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象に損害を受けた場合、地震火災費用保険金とあわせ、最大で保険金額の50%または30%まで補償します。  
地震保険では、所定の確認資料のご提出により、建築年割引、耐震等級割引、免震建築物割引または耐震診断割引が適用される場合があります。  
このお見積書は、概要を説明したものです。保険の詳細内容は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



株式会社ナイスワン

〒274-0824 千葉県船橋市前原東5丁目  
44-8  
第6藤ビル1F

TEL 047-470-2067  
FAX 047-470-2068  
E-mail niceone@mist.ocn.ne.jp

# THE すまいの保険(個人用火災総合保険)お見積書

[プランAの内容]

基本情報	<保険始期>	平成 28年 1月 1日	<物件情報>	専用住宅
	<保険期間>	[基本] 10年間	<構造級別>	M構造
	<所在地>		<職作業名>	ワド ヲウ ヲウカ

評価情報	<建物>	(協定再調達価額)	10,000千円	新価・実損払(評価済)
	<家財>			
	<建物情報>			
	<建築年月>	平成28年 1月		
	<専(占)有面積>	100.000㎡		<延床面積>
	評価額の基準日は保険期間の始期日となります。			

保険の対象			
「 」・・・保険の対象に含まれます 「x」・・・保険の対象に含まれません			
基本		地震 2	
保険の対象	保険金額	保険の対象	保険金額
建物	10,000千円	建物	千円
家財	千円	家財	千円
自己負担額(損害保険金に適用) 1 なし (不測かつ突発的な事故は1万円)		地震保険にご加入されない場合、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とした、火災・損壊・埋没・流失による損害については、補償されません。	

主な補償の内容			
「 」・・・補償されます 「x」・・・補償されません			
事故の区分(損害保険金) 3	費用の区分(費用保険金)		
火災、落雷、破裂・爆発	地震火災費用保険金	保険の対象の保険金額×5%	
風災、雹災、雪災	残存物取片づけ費用保険金	実費 (限度額：損害保険金の10%)	
水災	水道管修理費用保険金	実費 (限度額：10万円)	
建物外部からの物体の落下・飛来、水濡れ、騒擾、盗難	臨時費用保険金	損害保険金×30% (限度額：100万円)	
不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)			
その他特約・割増引			
・新築割引			

補償を追加する特約			
「 」・・・補償されます 「x」・・・補償されません			
借家人賠償責任	x	借家人賠償責任包括	x
修理費用	x	個人賠償責任	x
個人賠償責任包括	x	施設賠償責任	x
類焼損害	x	携行品損害	x
家賃収入	x	営業用什器備品等損害	x
商品・製品等損害	x	地震火災30プラン 4	x
地震火災50プラン 4	x	事故再発防止等費用	x

払込方法	長期一括払
合計(各回)保険料	39,310円
年額保険料	円

- 1: 保険金をお支払いする事故が発生した場合に、被保険者が自己負担するものとして設定する金額をいいます。
- 2: 地震保険では、所定の確認資料のご提出により、建築年割引、耐震等級割引、免震建築物割引または耐震診断割引が適用できる場合があります。
- 3: 保険金額を限度に、「損害の額-自己負担額」をお支払いします。(建物について全損の場合は自己負担額を差し引きません。保険金額の設定、損害を受けた保険の対象の種類等により、損害額の全額が補償されない場合があります。時価・比例払の場合、評価額に対する保険金額の割合で削減してお支払いする場合があります。)
- 4: 地震火災(50プラン、30プラン)は、地震、噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象に損害を受けた場合、地震火災費用保険金とあわせ、最大で保険金額の50%または30%まで補償します。

このお見積書は、概要を説明したものです。保険の詳細な内容は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

株式会社ナイスワン

〒274-0824 千葉県船橋市前原東5丁目  
44-8  
第6藤ビル1F

TEL 047-470-2067  
FAX 047-470-2068  
E-mail niceone@mist.ocn.ne.jp

# THE すまいの保険(個人用火災総合保険)お見積書

[プランBの内容]

基本情報	<保険始期>	平成 28年 1月 1日	<物件情報>	専用住宅
	<保険期間>	[基本] 10年間	<構造級別>	M構造
	<所在地>	[地震] 始期から1年	<職作業名>	ワド ヲウ ヲウ

評価情報	<建物>	(協定再調達価額)	10,000千円	新価・実損払(評価済)
	<家財>			
	<建物情報>			
	<建築年月>	平成28年 1月		
	<専(占)有面積>	100.000㎡		<延床面積>
評価額の基準日は保険期間の始期日となります。				

保険の対象			
「 」・・・保険の対象に含まれます 「x」・・・保険の対象に含まれません			
基本		地震 2	
保険の対象	保険金額	保険の対象	保険金額
建物	10,000千円	建物	5,000千円
家財	x 千円	家財	x 千円
自己負担額(損害保険金に適用) 1 なし (不測かつ突発的な事故は1万円)		地震保険にご加入されない場合、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とした、火災・損壊・埋没・流失による損害については、補償されません。	

主な補償の内容			
「 」・・・補償されます 「x」・・・補償されません			
事故の区分(損害保険金) 3	費用の区分(費用保険金)		
火災、落雷、破裂・爆発	地震火災費用保険金	保険の対象の保険金額×5%	
風災、雹災、雪災	残存物取片づけ費用保険金	実費 (限度額：損害保険金の10%)	
水災	水道管修理費用保険金	実費 (限度額：10万円)	
建物外部からの物体の落下・飛来、水濡れ、騒擾、盗難	臨時費用保険金	損害保険金×30% (限度額：100万円)	
不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)			
その他特約・割増引			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新築割引</li> <li>・建築年割引</li> </ul>			

補償を追加する特約			
「 」・・・補償されます 「x」・・・補償されません			
借家人賠償責任	x	借家人賠償責任包括	x
修理費用	x	個人賠償責任	x
個人賠償責任包括	x	施設賠償責任	x
類焼損害	x	携行品損害	x
家賃収入	x	営業用什器備品等損害	x
商品・製品等損害	x	地震火災30プラン 4	x
地震火災50プラン 4	x	事故再発防止等費用	x

払込方法	長期一括払
合計(各回)保険料	48,410円
年額保険料	円

- 1: 保険金をお支払いする事故が発生した場合に、被保険者が自己負担するものとして設定する金額をいいます。
- 2: 地震保険では、所定の確認資料のご提出により、建築年割引、耐震等級割引、免震建築物割引または耐震診断割引が適用できる場合があります。
- 3: 保険金額を限度に、「損害の額-自己負担額」をお支払いします。(建物について全損の場合は自己負担額を差し引きません。保険金額の設定、損害を受けた保険の対象の種類等により、損害額の全額が補償されない場合があります。時価・比例払の場合、評価額に対する保険金額の割合で削減してお支払いする場合があります。)
- 4: 地震火災(50プラン、30プラン)は、地震、噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象に損害を受けた場合、地震火災費用保険金とあわせ、最大で保険金額の50%または30%まで補償します。

このお見積書は、概要を説明したものです。保険の詳しい内容は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。